

平成28年度科学研究費助成事業の補助事業完了届

平成28年〇〇月〇〇日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

〇〇大学〇〇学部・教授 〇〇 〇〇 [印]

機関番号	1	2	3	4	5
------	---	---	---	---	---

研究者番号	1	0	2	3	4	5	6	7
-------	---	---	---	---	---	---	---	---

科学研究費助成事業の補助事業について、当初の研究計画における到達目標を達成したため、下記のとおり完了し、当該補助事業の翌年度以降の内約を辞退しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

(1) 研究種目名 若手研究 (A) (2) 課題番号

2	6	2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---	---	---

(3) 研究課題名 〇〇〇〇〇に関する研究

(4) 交付決定額

	直接経費〔①〕	間接経費〔②〕	合計〔①+②〕
科学研究費補助金（平成28年度）	1,500,000 円	450,000 円	1,950,000 円
学術研究助成基金助成金（期間全体）	5,000,000 円	1,500,000 円	6,500,000 円

(5) 使用状況

1) 既受領額

	直接経費〔③〕	間接経費〔④〕	合計〔③+④〕
科学研究費補助金（平成28年度）	1,500,000 円	450,000 円	1,950,000 円
学術研究助成基金助成金（累計額）	4,000,000 円	1,200,000 円	5,200,000 円

※④（②＝「0」であれば「0」を記入）

2) 支出済額

	直接経費〔⑤〕	間接経費〔⑥〕	合計〔⑤+⑥〕
科学研究費補助金（平成28年度）	1,500,000 円	450,000 円	1,950,000 円
学術研究助成基金助成金（累計額）	3,700,000 円	1,110,000 円	4,810,000 円

※⑥〔⑤×30%〕（円未満切り捨て）（ただし、助成金については前年度までに支出された間接経費は、直接経費の支出済額の30%を超える分も含めて構わない。）

3) 未使用額

	直接経費 ⑦〔③-⑤〕	間接経費 ⑧〔④-⑥〕	合計 〔⑦+⑧〕
科学研究費補助金（平成28年度）	0 円	0 円	0 円
学術研究助成基金助成金	300,000 円	90,000 円	390,000 円

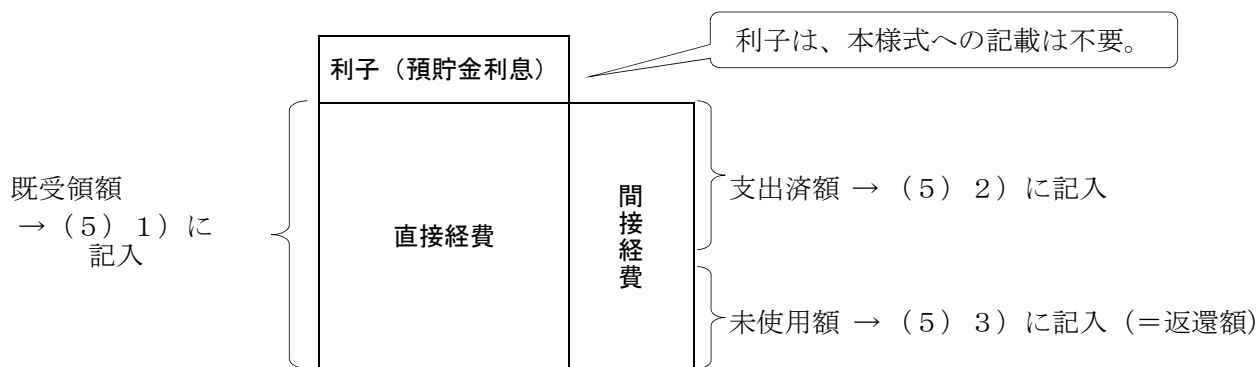
(6) 補助事業の完了年月日
平成28年10月14日

(7) 補助事業の完了理由書
別紙のとおり

様式 U-1-3 [作成上の注意]

- この補助事業完了届は、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に、研究代表者が作成し、研究機関を通じて平成28年10月21日(金) **(必着)**までに日本学術振興会研究事業部研究助成第一課に提出すること。
 なお、「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究(B) (一般)」から「基盤研究(A) (一般)」へ変更する場合などである。(「基盤研究(B) (一般)」から「基盤研究(B) (海外学術調査)」など、審査区分のみを変更する場合も含む。)
 また、新たに応募する研究種目と、完了した継続研究課題の研究種目との間に重複応募の制限が設けられていない場合には、この届出書を提出する必要がないので注意すること。
- 「(4) 交付決定額」欄には、交付決定通知書に記載の交付決定額を記入すること(間接経費交付決定額変更申請を行うなど交付決定額を変更した場合には、変更後の交付決定額を記入すること)。なお、間接経費の交付を受けていない場合は、この欄を含め全ての間接経費欄に「0」を記入すること。
- 「(5) 1) 既受領額」欄には、科学研究費補助金については当該年度の受領額を、学術研究助成基金助成金については、研究開始年度からこの申請書の提出時まで日本学術振興会から受領している額の累計額を記入すること。
- 「(5) 2) 支出済額」欄には、科学研究費補助金については当該年度の支出額を、学術研究助成基金助成金については、研究開始年度からこの申請書の提出時までの支出額の累計額(利子を除く。)を記入すること。
- 「(5) 2) 支出済額」欄の⑥の間接経費の額は、円未満を切り捨てた額を記入すること。ただし、前年度以前に受領した助成金の間接経費について、研究代表者又は研究分担者の所属する研究機関において、前年度中に間接経費の執行が終了している場合には、その額を含めた額(必ずしも⑥=⑤×30%とはならない。)となるため、所属する研究機関に確認して記入すること。

使用状況



- 「(6) 補助事業の完了年月日」欄には、研究が完了した年月日を記入すること。
 なお、補助金及び助成金の交付を受けていた研究課題は、この届出書を提出する前に完了していなければならないことに注意すること。

【電子申請システムを利用した応募の手続に係る注意事項】

日本学術振興会科研費電子申請システムを利用した新たな研究課題の応募は、平成28年11月1日(火)より受付が可能となる予定であり、それ以前にアクセスした場合には、重複応募の制限により応募が受け付けられないので注意すること。